

北谷浄水場の PFAS 対策に関する国の支援及び汚染源究明を求める意見書

沖縄県企業局北谷浄水場の水源である沖縄本島中部の河川や地下水から、国が定める環境指針値を超える有機フッ素化合物 PFAS が検出されており、また、宜野湾市内においても、普天間飛行場周辺の湧水などから高い数値が確認されており、市民の不安が続いている。

北谷浄水場では、防衛省の民生安定施設整備事業を活用し、高機能活性炭を導入することで水道水の安全確保に努めてきた。しかし、活性炭は経年的に吸着能力が低下するため、定期的な交換が必要であるものの、交換費用は同事業の補助対象外とされている。資材価格や人件費の上昇も見込まれる中、交換費用が県の大きな負担となれば、宜野湾市への水道料金への影響が懸念される。

PFAS 汚染の発生源については、県の調査により基地周辺で高い数値が確認されているものの、現時点で明確な特定には至っていない。県民・市民の不安を解消し、安全で安心な水を安定的に供給するためには、汚染源の究明と対策が不可欠である。

よって本市議会は、市民の生命と健康を守る立場から、国に対し下記事項について速やかに適切な措置を講じるよう強く要請する。

記

- 一 北谷浄水場における安全で安心な飲み水の確保のため、高機能活性炭の交換費用等について、国が継続的・安定的な財政支援を図ること。
- 一 北谷浄水場の水源における PFAS 汚染について、汚染源の究明と必要な対策を早急を実施すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 8 年 6 月 26 日

沖縄県宜野湾市議会

【あて先】内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長、外務大臣、国土交通大臣、防衛大臣、環境大臣、内閣官房長官（沖縄基地負担軽減担当）、内閣府特命担当大臣（沖縄及び北方対策）